

青森県警察本部訓令第2号

警 察 本 部
警 察 学 校
各 警 察 署

青森県警察広報活動の運用に関する訓令を次のように定める。

平成27年2月12日

青森県警察本部長 山本和毅

青森県警察広報活動の運用に関する訓令

青森県警察広報活動の運用に関する訓令（平成21年3月青森県警察本部訓令第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、青森県警察（以下「県警察」という。）における広報に関する活動（以下「広報活動」という。）について必要な事項を定め、もって、適正かつ効果的な広報活動を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 公表 県警察が報道機関に対して行う一切の情報提供をいう。
- (2) 報道発表 報道機関に対して公表の場面を設定し、各社一律に公表することをいう。
- (3) 取材対応 個別の記者からの具体的質問に対する対応をいう。
- (4) 報道対応 公表及び報道発表から取材対応に至る過程をいう。

（広報活動の種別）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる広報活動の種別は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 事件・事故広報 事件・事故の発生、被疑者の検挙その他事件・事故に関する

広報をいう。

(2) 危機管理広報 災害警備実施、雑踏警備実施、重要突発事案対応その他公共の安全の維持に資する広報並びに県警察職員の規律違反（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。）及び県警察の各種活動（以下「警察活動」という。）における不適切な取扱いに関する広報をいう。

(3) 積極広報 県警察における公共の安全の維持に資する施策の周知、警察活動の紹介その他県警察に対する県民の理解と協力の確保に関する広報をいう。

（基本的な心構え）

第4条 広報活動を行うに当たっては、当該活動が適正かつ効果的に行われるよう、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

(1) 取材対応は、公表できる事項及び公表できない事項並びに公表できない事項に関してはその理由について検討し、組織的に対応すること。

(2) 事件・事故広報及び危機管理広報は、公表によって得られる利益と公表によって損なわれる利益を比較した上で、報道発表を判断すること。

(3) 積極広報は、県警察に対する県民の理解と協力が得られるよう、広報活動の手段及び時機を検討した上で、効果的かつ効率的な報道発表を行うこと。

（所属長の責務）

第5条 所属長は、広報活動の積極的かつ効果的な推進に努めなければならない。

（広報活動担当者）

第6条 各所属に広報活動担当者を置く。

2 広報活動担当者は、次長、副隊長、副所長、副校長及び副署長をもって充てる。

3 広報活動担当者は、所属長の指揮を受け、報道対応の責に任ずるものとする。

4 広報活動担当者は、前項の業務を適正かつ円滑に行うため、広報課、広報活動に係る事案を所管する所属（以下「事案所管所属」という。）その他の関係所属と緊密に連携しなければならない。

(広報活動補助者)

第7条 各所属に広報活動補助者を置くことができる。

2 広報活動補助者は、各所属の警部以上の階級にある警察官及び主幹以上の職にある一般職員の中から所属長が指名する者をもって充てる。

3 広報活動補助者は、広報活動担当者を補佐するとともに、広報活動担当者に事故のあるときは、その業務を代行する。

(当直勤務中における報道対応)

第8条 当直責任者(青森県警察当直勤務規程(昭和34年2月青森県警察本部訓令甲第1号。以下「当直規程」という。))第5条第2項に規定する当直責任者をいう。)は、宿直勤務時及び日直勤務時(当直規程第3条に規定する宿直勤務及び日直勤務の時間帯をいう。以下同じ。)における報道対応を行うものとする。ただし、当直責任者が必要と認めるときは、副当直責任者(当直規程第5条第2項に規定する副当直責任者をいう。)が報道対応を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、報道対応に係る事案の重大性、複雑性、反響の軽重を勘案し、所属長が必要と認めるときは、広報活動担当者又は広報活動補助者が宿直勤務時及び日直勤務時における報道対応を行うものとする。

(広報課長の事務)

第9条 広報課長は、広報活動について、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 個別の広報活動における事案所管所属その他の関係所属との連絡及び調整
- (2) 広報活動に関する企画、調査その他必要な事務

(広報連絡会議)

第10条 広報課長は、前項の事務を行うため、随時、広報連絡会議を開催するものとする。

2 広報連絡会議は、広報課長、警務部理事官、各部(総務室を含む。)管理官その他広報課長が必要と認める者をもって構成する。

(積極広報の計画的推進)

第 1 1 条 広報課長は、効果的かつ効率的な積極広報を推進するため、各所属長と調整して年間の重点広報計画を策定するものとする。

(危機管理広報の体制)

第 1 2 条 危機管理広報のうち、災害警備実施、雑踏警備実施、重要突発事案対応その他公共の安全の維持に資する広報を行うときは、当該危機管理広報を実施する所属（以下「当該所属」という。）に広報班を置くものとする。

2 広報班は、広報課員、当該所属の広報活動担当者及び広報活動補助者をもって編成する。

附 則

この訓令は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。